

徴収計画・実施状況において使用する用語の定義

【債権名】

町税及び国民健康保険料その他の保険料に係る債権 = 予算の款の名称
その他の歳入に係る債権 = 予算の細節の名称

【債権の種類】

島本町債権の管理に関する条例に規定する債権の種類

<町税>

地方税法の規定に基づく徴収金に係る債権〔自力執行権あり〕

<強制徴収公債権>

地方自治法第231条の3第1項に規定する歳入に係る債権（公債権）のうち、同条第3項その他法律の規定により国税又は地方税の滞納処分为例により処分することができる債権〔自力執行権あり〕

<非強制徴収公債権>

公債権のうち強制徴収公債権以外の債権〔自力執行権なし〕

<私債権>

私法上の原因（契約等）に基づいて発生する債権〔自力執行権なし〕

【現年度分】

当該年度に新たに発生した債権（割賦払債権にあつては、所定の納付期間のうち当該年度に納付される分に係るもの）

例) 令和5年度の現年度分

= 令和5年度に発生した債権（割賦払債権にあつては、所定の納付期間のうち令和5年度に納付される分に係るもの）

※本町の割賦払債権としては、奨学貸付金返還収入及び受益者負担金がある。

【滞納繰越分】

当該年度の前年度以前に発生した債権で、その各年度内に回収できずに当該年度に繰り越したもの（割賦払債権にあつては、所定の納付期間のうち当該年度の前年度以前の各年度に納付される予定であった分で、当該各年度内に回収できずに当該年度に繰り越したもの）

例) 令和5年度の滞納繰越分

= 令和4年度以前に発生した債権で、その各年度内に回収できずに令和4年度に繰り越したもの（割賦払債権にあつては、所定の納付期間のうち令和3年度以前の各年度に納付される予定であった分で、当該各年度内に回収できずに令和4年度に繰り越したもの）

現年度分関係

【目標徴収率】

現年度分の債権を徴収するに当たって、当該年度において目標とする徴収率

※設定に当たっては、努力目標値ではなく、やむを得ない事情（債務者の無資力、無届転出等）により徴収ができない平年的な割合を除いた値を目標徴収率とするよう考慮している。

【実績徴収率】 ※率は、小数第2位を四捨五入

現年度分の徴収額（決算の収入済額から過誤納による還付未済額を除いたもの）を調定額で割ったもの

【滞納額・人数】

現年度分で徴収できなかった債権の額及び主債務者の数

滞納繰越分関係

【未回収残高】

前年度の滞納繰越分の未回収額に、前年度の現年度分の滞納額を加えたもの

例) 令和5年度滞納繰越分の未回収残高

$$= \text{令和4年度滞納繰越分未回収額（未回収残高 - 実績回収額 - 不納欠損額）} + \text{令和4年度現年度分滞納額}$$

【目標回収額】

滞納繰越分の債権を回収するに当たって、当該年度において目標とする回収額

※設定に当たっては、分割納付の状況や滞納処分又は強制執行の実施見込み、納付交渉の予定のほか、人員等の諸要件を勘案して、その年度中に回収が見込める額及び回収の対象とする額を計上するよう考慮している。

【目標回収率】 ※率は、小数第2位を四捨五入

目標回収額を未回収残高で割ったもの

【実績回収率】 ※率は、小数第2位を四捨五入

実績回収額を未回収残高で割ったもの

【不納欠損額】

滞納繰越分の未回収額のうち不納欠損処分を行ったもの。